

公益社団法人三田市シルバー人材センター 専門部会及び委員会への出席に要する 費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の業務に関し、会員が専門部会及び委員会（以下「委員会等」という。）に出席した場合に必要な費用弁償について定める。

(支給対象会員)

第2条 この規程の費用弁償支給の対象者は、理事及び監事を除くセンター会員とする。

(費用弁償の範囲)

第3条 費用弁償の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) センター専門部会設置運営要綱第2条に定める部会に出席したとき
- (2) 前号部会ごとに設けられた連絡会、委員会及び審議会に出席したとき。ただし、別に定めのある委員会等は除く
- (3) 理事会の下に設けられた委員会等に出席したとき
- (4) その他センターの円滑な業務運営のため、理事長が特に必要と認めたとき

(費用弁償の額)

第4条 前条に規定する委員会等に出席した場合、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。
2 前条の委員会等がセンターの区域外で開催される場合、センター旅費規程を準用して旅費を支給する。

(除 外)

第5条 第3条の規定に基づき委員会等に出席した者のうち、特別の事由があると理事長が判断したときは、費用弁償を行わないことができる。

(支給方法)

第6条 原則として、費用弁償は、出席のつど支給するものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。